

第3次那珂川町総合振興計画

なかがわ『わくわく』プラン 2035

なかがわの 輝きとうるおいにみちあふれた わくわくするまち

前期基本計画

(案)

令和 年 月

那 珂 川 町

目 次

第3部 前期基本計画	1
第1章 安全で美しい生活環境のまち	2
1－1 消防・防災	2
1－2 交通安全・防犯	4
1－3 環境・景観保全	6
1－4 循環型社会	8
1－5 上下水道	10
第2章 やさしく健やかな健康・福祉のまち	12
2－1 高齢者支援	12
2－2 障がい者支援	14
2－3 地域福祉	16
2－4 保健・医療	18
2－5 保険・年金	20
第3章 人と文化が輝く子育て・教育のまち	22
3－1 子育て支援	22
3－2 学校教育	24
3－3 社会教育	26
3－4 スポーツ	28
3－5 文化芸術・文化財	30
第4章 にぎわいと活力あふれる産業のまち	32
4－1 観光	32
4－2 農林水産業	34
4－3 商工業	38
4－4 雇用対策	40
第5章 未来への都市基盤が整ったまち	42
5－1 土地利用・市街地整備	42
5－2 道路・公共交通	44
5－3 公園	46
5－4 住宅	48
5－5 移住・定住	50
5－6 デジタル化・情報発信	52

第6章 みんなでつくるみんなのまち	54
6-1 町民参画・協働	54
6-2 地域コミュニティ	56
6-3 地域間交流・連携	58
6-4 多様性社会	60
6-5 行財政運営	62
第7章 前期5年間の重点プロジェクト	64

第3部 前期基本計画

第1章 安全で美しい生活環境のまち

1-1 消防・防災



現状と課題

近年、全国での火災発生件数は増加傾向にあるとともに、火災による死者のおよそ4人に3人が高齢者となっており、対策が求められています。

本町の消防体制は、那珂川町消防団による非常備消防と、本町と那須烏山市で構成している南那須地区広域行政事務組合による広域的な常備消防・救急（那珂川消防署）によって構成され、互いに連携して地域消防・防災に努めています。

しかし、消防団においては、団員の高齢化や団員確保の困難さ、施設・設備の老朽化といった状況がみられ、これらへの対応が必要です。

このため、消防団の充実に向けた取り組みを進めるとともに、広域的連携のもと、常備消防・救急体制の一層の強化を図る必要があります。

また、防災面については、近年、全国各地で地震や豪雨等による大規模な自然災害が頻発し、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりが強く求められています。

本町では、これまでの災害から得た教訓を踏まえ、町民の防災意識の啓発や災害時の情報伝達体制の充実、避難支援体制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めてきました。また、那珂川流域における浸水被害の防止・軽減を図るため、「那珂川水系流域治水プロジェクト」等の治水対策を国・県と連携して進めています。

今後とも、町民の生命と財産を守るため、防災・減災に関する指針を見直し、町及び防災関係機関、町民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を進めていく必要があります。

主要施策

1-1-1 消防体制の維持・充実

- ① 消防団の維持・充実に向け、団員確保対策の強化をはじめ、団員の資質向上や施設・設備の更新を図るとともに、組織の見直しを検討していきます。
- ② 広域的連携のもと、南那須地区広域行政事務組合による常備消防・救急体制の維持・充実に努めます。

1-1-2 地域における防災力の向上

- ① 町民一人ひとりの防火・防災意識の一層の高揚を図るため、広報・啓発活動や各種訓練を実施します。
- ② 各行政区が、非常時には自主防災組織として地域防災の要となるよう、地区防災計画の策定を促すとともに、計画に基づく取り組みが継続して行われるよう、防災訓練等を実施します。

1-1-3 防災・減災体制の充実

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靭化地域計画をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル・ハザードマップ^{※1}の見直しを適宜行います。
- ② 災害時における情報伝達体制の強化・多重化に向け、屋外拡声器やFM音声告知器、ケーブルテレビ、ホームページ、SNS等の有効活用を図ります。
- ③ 避難ルートや避難所等の周知を徹底するほか、避難所については、女性や子ども、高齢者等の意見を取り入れながら、災害復興の担い手育成や運営体制の充実、環境整備を進めます。
- ④ 災害用備蓄品や資機材については、土砂災害や地震等の様々な自然災害を想定し、整備・更新を行うとともに、災害時に孤立する可能性があると判断された集落においては、必要な物資を整備することで防災力の強化を図ります。
- ⑤ 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援が必要な町民に対する避難支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 災害時に備え、他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

1-1-4 流域治水対策の推進

- ① 「那珂川水系流域治水プロジェクト」による浸水被害対策を国・県と連携して推進します。
- ② 土砂災害の防止・軽減に向けた砂防堰堤等の対策工事について、早期実施を国・県に要望していくとともに、町においても土砂災害警戒区域の周知等、啓発事業を実施します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
消防団全分団への機能別消防団員の配備割合	%	60.0	100.0
地区防災計画策定地区数（累計）	地区	7	22

※1 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したもの。

1－2 交通安全・防犯



現状と課題

近年、全国での交通事故発生件数は横ばい傾向にありますが、交通事故による死者の6割近くが高齢者となっており、対策が求められています。

本町では、交通教育指導員や交通指導員を中心に、交通安全に関する教育・啓発活動、子どもたちの登校時の見守り等を実施しているほか、区画線やガードレールなどの交通安全施設の整備等を行い、交通事故のない町を目指しています。

このような中、本町における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、今後とも、誰もが交通事故を起こさない・交通事故にあわない環境づくりに向け、子どもや高齢者を中心とした交通安全意識の啓発や交通安全施設の点検・更新等を計画的に進めていくことが必要です。

また、近年、全国的に子どもや高齢者を巻き込む犯罪が発生し、安全性の確保が重視されています。

そのため、本町では、警察と連携して那珂川町防犯・暴力追放協会を組織し、各種防犯運動や暴力追放運動を実施しているほか、防犯灯の整備等を行っていますが、引き続き犯罪のない安全・安心な暮らしの確保に向け、これらの取り組みを進めていく必要があります。

さらには、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、関係機関との連携のもと、消費生活に関する啓発活動や情報提供、大田原市消費生活センターにおける相談対応（市との協定により共同利用）を行っていますが、今後とも、町民が被害を受けることのないよう、消費者意識の高揚と相談体制の維持・充実に努める必要があります。

主要施策

1-2-1 交通安全対策の推進

- ① 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に向け、交通安全教育指導員・交通指導員の確保を図り、交通安全に関する教育・啓発活動を効果的に実施します。
- ② 町道について、危険箇所を点検し、必要に応じて区画線やカーブミラー等の交通安全施設を設置・更新していくとともに、国・県道についても、交通安全施設の設置・更新を要望していきます。
- ③ 高齢運転者の交通事故の防止に向け、支援内容を充実させ、高齢者の運転免許の自主返納を支援・促進します。

1-2-2 防犯対策の推進

- ① 子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの防犯意識の高揚に向け、警察や関係機関・団体と連携し、防犯に関する啓発活動や情報提供、町ぐるみの防犯運動・暴力追放運動を効果的に実施します。
- ② 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯等の設置・更新を行います。

1-2-3 再犯の防止に向けた取り組みの推進

関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する取り組みや、地域の理解を深める啓発活動等を進めます。

1-2-4 犯罪被害者への支援

犯罪被害者の視点に立ち、関係機関と緊密な連携を図り、支援活動を効果的に推進します。

1-2-5 消費者対策の推進

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、大田原市や関係機関との連携のもと、消費生活に関する啓発活動や情報提供を効果的に実施するとともに、大田原市消費生活センターにおける相談体制の維持・充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
交通事故発生件数	件	26	5

1 – 3 環境・景観保全

現状と課題



地球温暖化が一層深刻化する中、世界各国で脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められており、国においても、2050年までにカーボンニュートラルを実現する目標を掲げています。

本町においても、令和2年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、実現に向けて取り組みを進めています。

また、第2次環境基本計画（平成30年度基本構想・前期計画策定、令和5年度後期計画策定）等に基づき、美しい自然環境・景観の保全や各種環境問題への対応等に努めてきました。

こうした取り組みは、環境・景観の保全はもとより、町の魅力を向上させ、人々の移住・定住につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

今後は、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指し、これまでの取り組みを発展させながら、環境負荷の軽減などの取り組みを積極的に推進し、誰もが住みたくなる美しいまちづくりを進めるとともに、国や県の動向を踏まえ、地球環境までを視野に入れ、地球温暖化対策に取り組み、脱炭素社会の実現を目指していく必要があります。

主要施策

1-3-1 自然環境・景観の保全

美しい自然環境・景観と共生するまちづくりを進めるため、行政、町民及び事業者が連携し、森林・農地・水辺の保全に努めます。

1-3-2 地域環境の保全

- ① 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの環境問題について、関係機関などと密に連携し、公害防止対策の強化を図るとともに、広報・啓発活動などを行い未然防止に努めます。
- ② 美しく快適な生活環境づくりに向け、地域住民によるごみ拾い・清掃などの環境美化活動を推進するとともに、ペットの適正な飼育について啓発活動を行います。
- ③ 不法投棄監視員との連携による監視・パトロールや広報・啓発活動等を行い、ごみの不法投棄の防止に努めます。

1-3-3 地球温暖化対策の推進

- ① 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、職員の省エネ行動の実施や公共施設における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置、電気自動車などの環境への負荷の少ない車両の導入などにより、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に努めます。
- ② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、一般家庭等における再生可能エネルギーの利用と省エネルギーの普及を促進し、町全体での温室効果ガスの排出削減を進めます。

1-3-4 環境に関する啓発・教育の推進

町民の環境保全意識の醸成と実践活動の促進に向け、学校教育や社会教育などを通じ、環境教育・学習を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
環境美化活動参加者数	人	2,706	3,000
低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付件数	件	28	40

1-4 循環型社会



現状と課題

ごみの発生をできるだけ抑え、限りある資源を循環的に利用し、環境への負荷を低減する持続可能な循環型社会の形成に向け、住民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、資源を大切にするライフスタイルへの転換を図る必要があります。

本町では、これまで、循環型社会の形成に向け、生ごみ堆肥化事業や家庭での生ごみ堆肥化を促進するための補助制度の実施、広報・啓発活動の推進や情報の提供、資源ごみの回収に対する支援などにより、ごみの分別の徹底やごみの減量化、4R^{※2}の促進に努めてきました。

しかし、年間の一般廃棄物排出量は人口減少に伴い減少傾向にあるものの、一人あたりの排出量はほぼ横ばいで推移しており、ごみの分別や減量化・資源化が進んでいないことが課題であると考えられます。

このため、広域的なごみ収集・処理体制の充実を進めるとともに、ごみ分別の一層の徹底やさらなる減量化、4Rの促進に積極的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を進めていく必要があります。

また、ごみ処理及びし尿処理については、南那須地区広域行政事務組合で広域的に行っていますが、今後とも、広域的連携のもと、適正な収集・運搬・処理等を進めていく必要があります。

※2 リフューズ (Refuse: 不要なものを断る)、リデュース (Reduce: 発生を抑制する)、リユース (Reuse: 再使用する)、リサイクル (Recycle: 再生使用する)。

主要施策

1-4-1 ごみの分別徹底による減量化

ごみの減量化を促進するため、ごみの分別徹底に向けた広報・啓発活動の充実に努めます。

1-4-2 4Rの促進

循環型社会の形成に向け、広報・啓発活動や情報提供の充実、資源ごみの回収や生ごみの堆肥化に対する支援などを行い、町民・事業者の自主的な4Rを促進します。

1-4-3 広域的なごみ処理・し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、新たなごみ処理施設・し尿処理施設の整備など、南那須地区広域行政事務組合によるごみ処理体制・し尿処理体制の充実に努めます。

1-4-4 食品ロス対策の促進

県の取り組みと連携し、広報・啓発活動や情報提供の推進、「とちキヤラーズの3きり運動※3」・「とちぎ食べきり15（いちご）運動※4」の展開、近隣市町との連携によるフードバンク活動※5への協力など、食品ロス対策を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
資源ごみ回収登録団体による資源ごみ回収量	kg	67,036	90,000
小型家電・製品プラスチック回収量	kg	5,406	6,000

※3 料理はおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」を行う運動。

※4 食事時に、「いただきます」の後と、「ごちそうさま」の前のそれぞれ15分は、自席で料理をいただく運動。

※5 まだ食べられるのに捨てられる食品を、困っている人などに無料で提供する活動。

1 – 5 上下水道



現状と課題

水道は、住民生活に必要不可欠なライフラインですが、全国的に給水人口の減少により料金収入が減少する一方、老朽化した施設の更新等にかかる経費が増大し、取り巻く情勢は厳しさを増しています。

本町の水道事業は、平成30年度に上水道事業と9つの簡易水道事業を統合して現在の水道事業となっており、水源は25箇所で、すべて地下水です。

本町では、これまで、浄水施設や配水施設、水道管をはじめとする水道施設の整備・改修等を計画的に進めてきました。

しかし、本町においても、給水人口の減少に伴い料金収入が減少してきているほか、地形的な条件から、水道施設の数が多く、老朽化した施設等の更新が必要な状況にあります。また、一部の地域で水源の水量不足がみられ、これらへの対応が課題となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和3年度に策定した水道事業ビジョン等に基づき、水道施設の整備を計画的・効率的に進めていくとともに、これから水道事業のあり方について検討し、安全で強靭、持続可能な水道の実現を目指していく必要があります。

一方、下水道は、美しく快適な生活環境づくりに欠かせない重要な施設であり、住民生活に大きな役割を果たしています。

本町の生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業によって行っています。

公共下水道事業と農業集落排水事業については、すでに整備は完了していますが、水道事業と同様に、処理人口の減少に伴う料金収入の減少、下水道施設の老朽化といった状況がみられ、今後は、令和5年度に策定した下水道ストックマネジメント^{※6}計画等に基づき、下水道施設の適正管理・長寿命化を計画的・効率的に進めていく必要があります。

また、公共下水道事業、農業集落排水事業の処理区域外の地域においては、補助事業を活用し浄化槽の設置を促進していますが、今後ともその必要性に関する啓発活動等を行いながら、浄化槽の普及を促進していく必要があります。

^{※6} 下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

主要施策

1-5-1 水道施設の整備

安全で強靭、持続可能な水道の実現に向け、老朽化への対応や災害時への備え、ダウンサイ징^{※7}による事業の効率化等を総合的に勘案し、水道施設の整備・改修を計画的・効率的に進めます。

1-5-2 水道事業の広域化・広域連携の検討

給水サービスの向上を目指し、栃木県水道広域化推進プランに基づき、近隣市町と連携し、水道事業の広域化・広域連携について検討していきます。

1-5-3 下水道施設の適正管理

- ① 公共下水道施設について、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の適正な維持管理・長寿命化に向けた取り組みを計画的・効率的に進めるとともに、広報・啓発活動や情報提供等を行い、公共下水道事業区域内の公共下水道未接続世帯の接続を促進します。
- ② 農業集落排水施設についても、施設の老朽化への対応や長寿命化に向けた取り組みを計画的・効率的に進めます。

1-5-4 処理槽の普及促進

広報・啓発活動や情報提供等を行い、処理槽の普及を促進するとともに、設置された処理槽の適正な維持管理を促進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
水道管路耐震化率	%	9.2	13.0
生活排水処理人口普及率	%	82.7	90.0

^{※7}コストの削減や事業の効率化を目的に、規模（サイズ）を小さくすること。

第2章 やさしく健やかな健康・福祉のまち

2-1 高齢者支援



現状と課題

国では、世界に類をみないスピードで高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム^{※8}の充実に向けた取り組みを進めています。

本町では、高齢者支援に関する総合的な指針として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、健康づくり・生きがいづくりや認知症施策の推進、包括的な支援体制の強化、生活支援の充実、介護保険サービスの充実など、各種の施策・事業を実施してきました。

しかし、本町の高齢化は急速に進行しており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加傾向にあるとともに、見守り・外出・買い物などの生活支援を必要とする高齢者や病院などの診察を控える受診控えが増加しています。また、人生100年時代を迎え、生きがいづくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援全般のさらなる充実が必要となります。

今後は、このような状況を踏まえ、地域包括ケアシステムをさらに充実させるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を見直し、いくつになっても元気で明るい、いつまでもみんなで暮らし続けられるまちづくりに向けた具体的な取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

2-1-1 高齢者支援推進体制の充実

本町の実情に即した高齢者支援を総合的・計画的に進めるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。

2-1-2 介護予防・健康づくり・生きがいづくりの一体的推進

- ① 高齢者が要介護状態になることを防ぐため、町民主体による居場所づくりや運動教室を充実させるとともに、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の強化を図ります。

^{※8} 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスを包括的に提供する仕組み。

- ② 高齢者の健康づくりに向け、各種保健事業の実施はもとより、フレイル^{※9}の予防など多様な課題に対応した、保健事業と介護予防等が一体となった取り組みを進めます。
- ③ 高齢者の生きがいづくりに向け、シルバー人材センターの運営支援や老人クラブ活動の支援、生涯学習機会の提供等を行います。

2-1-3 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症基本法に基づき、認知症に対する正しい知識の普及・啓発をはじめ、認知症予防施策の推進や認知症サポーター^{※10}の養成・活用、認知症カフェ^{※11}の開設など、認知症施策を推進します。

2-1-4 包括的な支援体制の強化

包括的な支援体制の一層の強化に向け、高齢者支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化をはじめ、在宅医療と介護の連携、家族交流会の開催など介護者の負担軽減に向けた取り組みを行います。

2-1-5 生活支援の充実

- ① 生活支援コーディネーターを活用し、地域住民やボランティア、地域組織等が、地域で支え合い、高齢者を支えていく体制の強化を進めます。
- ② 介護保険対象外の日常生活上の支援を必要とする高齢者に対し、軽度生活援助事業^{※12}や配食サービス等の福祉サービスの提供を図ります。

2-1-6 介護保険サービスの充実

- ① 介護保険サービス事業者との連携を一層強化し、要支援・要介護認定者を対象とした、各種の居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の適正かつ円滑な提供を促進します。
- ② 介護保険制度の安定的な運営、サービスの量の確保と質の向上を図るため、介護給付の適正化や介護人材の確保、将来的に必要な介護保険関連施設・拠点の確保に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
要介護重度認定率（被保険者に対する要介護3～5認定者の割合）	%	6.7	5.0
認知症自立度「自立・I」の割合	%	31.6	50.0

※9 健康と要介護状態の中間に位置する、加齢により心身が衰えた状態。身体的・精神的・社会的フレイルのほか、視覚や聴覚のフレイル等がある。

※10 認知症の人や家族を見守る支援者。

※11 認知症の人や家族、地域住民などが集まるカフェ。

※12 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、外出の付き添いや食材の買い物、家屋内の整理・整頓など軽易な援助を行う事業。

2-2 障がい者支援



現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての人々があたり前（ノーマル）に生活できることを目指したノーマライゼーション^{※13}の理念に基づく社会づくりが求められています。

本町では、これまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、障がい者への理解促進をはじめ、療育体制の整備や障がい福祉サービスの充実、障がい者の就労・社会参加の促進など、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした各種の施策・事業を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化が進むとともに、支援者の高齢化も進み、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援全般のさらなる充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を見直し、障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりが支え合い元気で明るく暮らすことができるまちづくりに向けた具体的な取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

2-2-1 障がい者支援推進体制の充実

本町の実情に即した障がい者支援を総合的・計画的に進めるため、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

2-2-2 障がい者への理解促進

障がいや障がい者に対する町民の正しい理解の促進、障がいを理由とする差別の解消に向け、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

^{※13} 障がいの有無にかかわらず、すべての人々があたり前（ノーマル）に生活できることを目指す考え方。

2-2-3 療育体制の充実

各種健康診査・相談体制の充実により、早期療育体制の充実を図るほか、個々の特性に応じた適切な就学ができるよう、早期就学相談体制の充実や訪問相談の充実を図ります。

2-2-4 障がい福祉サービスの充実

- ① 障がい者やその家族が気軽に安心して相談することができるよう、基幹相談支援センターを中心に、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ③ 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ④ 障がい者の地域生活を支援するために設置した「地域生活支援拠点等※¹⁴」の周知と段階的な機能強化、有効活用を図ります。
- ⑤ 障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種の医療費助成制度や割引制度、年金・手当等の周知と活用を促進します。

2-2-5 就労・社会参加の促進

県北地域で広域的に設置している障害者就業・生活支援センター「ふれあい」やハローワーク那須烏山、就労移行支援事業所等と連携し、障がい者の一般就労や福祉的就労の支援、日中活動の場の充実に努めるほか、障がい者のスポーツ・文化活動の参加機会の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
計画相談利用者数	人	178	200
就労系サービス利用者数	人	90	150

※¹⁴ 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援のための拠点機能（那珂川町の場合、相談の機能、緊急時の受入・対応の機能、体験の機会・場を提供する機能等）を持つ場所や体制のこと。

2-3 地域福祉



現状と課題

近年、家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、家庭の介護力や地域で支え合う機能の低下が指摘されているほか、8050（9060）問題^{※15}やダブルケア^{※16}、ひきこもりなど、対象者ごとの縦割り的な制度による公的サービスだけでは対応が難しい課題が出てきています。

このような複雑・多様化する生活課題に対応するためには、公的な取り組みだけではなく、地域における多様な主体が“自分事”として参画し、地域全体で支え合う「地域共生社会^{※17}」をつくっていくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的役割を担っているほか、民生委員・児童委員や福祉団体、福祉ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。また、地域や事業所、関係機関等が連携し、見守り活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、福祉ニーズや生活課題はますます増大・多様化することが予想され、特に、ひとり暮らしの高齢者・障がい者等の見守りや外出・買い物等の身近な生活支援の重要性が一層高まることが見込まれます。

このような状況を踏まえ、令和7年度に策定した地域福祉に関する総合的な指針である第4期地域福祉推進プランに基づき、「地域共生社会」の実現を目指した具体的な取り組みを進めていくことが必要です。

主要施策

2-3-1 断らない包括的な相談支援体制の拡充

分野別では対応しきれない複雑化・複合化する困りごとや悩みごとにも的確に対応できるよう、重層的支援体制整備事業^{※18}により、断らない包括的な相談支援体制を拡充していきます。

※15 80（90）代の親が、ひきこもりなどの50（60代）の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

※16 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

※17 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域町民や地域の多様な主体が「自分事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

※18 一つの支援機関だけでは解決することが難しい複合化・複雑化した課題に対応するため、相談者に寄り添った伴走支援が行える一体的・重層的な支援体制をつくる事業。

2-3-2 地域福祉を担う多様な担い手の育成

- ① 地域福祉を担う多様な担い手を育成するため、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の活動支援を行います。
- ② 町民の福祉意識の高揚と実践活動の促進、福祉ボランティアの発掘・育成に向け、社会福祉協議会と連携し、啓発活動や情報提供、福祉教育を推進します。

2-3-3 分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進

見守り体制の強化をはじめ、外出・買い物の支援、交流の場・居場所づくり、ひきこもり・孤立・孤独へ対応、虐待の防止、災害時の支援等、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取り組みを推進します。

2-3-4 権利擁護の推進と虐待の防止

認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない人の権利と財産を守るため、成年後見制度^{※19}や日常生活自立支援事業^{※20}など、権利擁護のための制度の周知と活用を促進します。

2-3-5 バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設等の状況を点検し、整備が可能な箇所から、バリアフリー化^{※21}、ユニバーサルデザイン化^{※22}を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
相談件数	件	67	30
相談終結率（全相談件数のうち、サービスにつながった、あるいは解決に至った件数の割合）	%	40.2	100.0

※19 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の権利と財産を守るため、後見人を定めて契約や金銭の管理を支援する制度。

※20 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業。

※21 道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

※22 すべての人が使いやすいよう、施設や建物、空間等をデザインすること。

2-4 保健・医療



現状と課題

国では、すべての人々が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、令和6年度から、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を進めています。

本町では、令和2年度に、健康づくりの総合的な指針として、健康増進計画と自殺対策計画（メンタルサポートプラン）からなる「健康なかがわ21プラン・2期計画」を策定し、年代別の健康目標を達成するための各種の保健事業に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患を死因とする死亡の割合が国・県に比べて大幅に高く、日頃の生活習慣の改善が大きな課題となっているほか、メンタルヘルスの課題を抱えた町民へのサポートの充実も求められます。

このような中、令和7年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、健康なかがわ21プラン・2期計画の中間見直しを行い、後期計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、「笑顔があふれ、明るく元気で、心あたたまるまち」、「誰も自殺に追い込まれることのない那珂川町」の実現を目指し、心身の健康づくり施策の充実に努める必要があります。

一方、医療機関としては、町内に、病院が1箇所、医院が5箇所、歯科医院が5箇所あるほか、那須烏山市に、南那須地域の中核病院として、南那須地区広域行政事務組合で設置・運営している那須南病院があります。また、南那須医師会が行う休日当番医制事業により、休日等の医療体制も確保されています。

しかし、今後、高齢化のさらなる進行とともに医療ニーズもますます高度化・専門化していくことが見込まれるほか、人々の移住・定住を促進するためには、安心して医療を受けられる環境が重要な条件となることから、地域医療体制の維持・充実を進めていく必要があります。

主要施策

2-4-1 保健事業推進体制の充実

地域ぐるみの健康づくり体制の強化に向け、地域における健康づくりの担い手である食生活改善推進員やゲートキーパー^{※23}等の育成・確保及び活動支援を行います。

2-4-2 町全体の健康づくり意識の高揚

町全体の健康づくり意識を高めるため、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、イベント・教室の開催、「那珂よし健康ポイント事業^{※24}」の充実を図ります。

2-4-3 「健康なかがわ 21 プラン・2期計画」に基づく健康づくりの推進

「健康なかがわ 21 プラン・2期計画」に基づき、「乳幼児期」、「学童・思春期」、「青壯年期」、「高齢期」の各年代別に設定したるべき姿や目標、指標の達成に向け、地域や町民の自主的な取り組みを促進するとともに、行政としての具体的な取り組みを推進します。

2-4-4 地域医療の維持・充実

- ① 身近な医療体制の維持・充実に向け、町内の医療機関との協力体制の一層の充実に努めます。
- ② 広域的連携のもと、那須南病院の老朽化を踏まえた施設の整備を進めるとともに、休日等の医療体制の維持・充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
ゲートキーパー養成講座受講者数（累計）	人	713	1,000
「那珂よし健康ポイント事業」ボーナス特典獲得者数	人	52	100
集団検診結果「異常なし」率	%	2.8	50.0

※23 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる人。

※24 特定健康診査やがん検診等の受診、健康づくりや子育て、介護予防等をテーマとするイベント・教室の受講・参加により、健康ポイントが貯まり、特典と交換することができる事業。

2-5 保険・年金



現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱であり、誰もが安心して医療を受けられる制度として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。

本町では、人口減少の進行に伴い加入者数が減少傾向にある一方で、医療技術の高度化や高齢化の進行等を背景に、医療費は年々増加傾向にあり、その運営は非常に厳しい状況にあります。

このため、制度の健全運営に向け、医療費の抑制や国民健康保険税の収納確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがに対して保険給付を行うものであり、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、健康づくりの促進や制度の周知徹底を図りながら、健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。

一方、国民年金制度は、老後の収入を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度です。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

主要施策

2-5-1 国民健康保険制度の健全運営

- ① 医療費の抑制に向け、特定健康診査や特定保健指導をはじめとする各種保健事業による被保険者の健康づくりの促進はもとより、医療費の通知やレセプト^{※25}点検などの適正受診対策に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率の向上に向け、滞納者に対する納税相談・指導の充実を図ります。

2-5-2 後期高齢者医療制度の健全運営

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をはじめ、各種保健事業の実施により被保険者の健康づくりの促進に努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、後期高齢者医療制度の周知徹底に努めます。

2-5-3 国民年金制度の周知徹底

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
特定健康診査受診率(国民健康保険制度)	%	53.4	60.0
健康診査受診率(後期高齢者医療制度)	%	51.0	60.0

※25 診療報酬明細書。

第3章 人と文化が輝く子育て・教育のまち

3-1 子育て支援



現状と課題

国では、全国的に少子化が加速する中、“少子化は、国が直面する最大の危機である”とし、令和5年度に「こども家庭庁」を発足し、こども政策の基本的な方針を定めた「こども大綱」や、その総合的な戦略である「こども未来戦略」を策定し、少子化対策を重点的に進めています。

本町における子どもの出生数は、依然として減少傾向にあり、未婚化や晩婚化などからも、今後も少子化が続いていることが予測されます。また、家族形態の変化や共働き世帯の増加などにより、家庭や地域での子育て環境が大きく変化する中、子育てに不安や孤独感を抱えている家庭も少なくありません。このような中、町では子育て支援の一環として、子育て支援住宅「エミナール那珂川」や子育て支援センターを整備し、認定こども園の運営と併せて、母子保健の充実や医療費助成の拡充など、安心して子育てができる環境整備と町への移住・定住に向けた取り組みを進めてきたところです。

また、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第3次子ども・子育て支援プランを策定したほか、相談支援の拠点となる「こども家庭センター」を設置しました。

子育て支援における新たな課題としては、子どもの貧困や児童虐待、ライフスタイルの多様化を踏まえた保育のあり方など、社会課題に対応した支援が求められており、これらへの対応も必要です。

今後は、第3次子ども・子育て支援プランに基づき、「豊かな自然と愛情に包まれて子どもがすくすく育つまち」の実現を目指し、本町の実情に即した多面的な子育て支援策を一体的に推進していくことが必要です。

主要施策

3-1-1 子育て支援の充実

- ① 本町における総合的な相談支援の拠点として、「こども家庭センター」の機能強化を段階的に進めます。
- ② 子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供をはじめ、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ③ 幼児の自発的な活動を促すとともに、主体性を育むための環境構成に取り組むなど、認定こども園における幼児教育を推進します。
- ④ こども誰でも通園制度^{※26}をはじめ、認定こども園における保育サービスの充実を図るとともに、定期的なメンテナンスと修繕等により施設の長寿命化を図ります。

^{※26} 親が就労していないくとも時間単位などで子どもを預けられるようにする通園制度。

- ⑤ 放課後における子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブの適正な運営と施設の維持管理に努めます
- ⑥ 「なかよし子育てアプリ」やホームページ、「子育て支援ガイドブック（te-to-te-to）」等を通じ、子育て関連情報提供の充実を図ります。
- ⑦ 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、こども医療費をはじめとした各種医療費の助成を行います。

3-1-2 母親と子どもの健康の確保・増進

- ① 妊娠を望む人がその希望を叶えることができるよう、不妊治療等への経済的支援を行います。
- ② かかりつけ保健師により、母子手帳交付から産後ケアや乳児全戸訪問（赤ちゃん訪問）、なかよしギフト（育児パッケージ）の贈呈など妊娠初期から切れ目のない支援の充実を図ります。
- ③ 離乳食教室や親子の食育教室を実施するとともに、乳幼児期からの食育を推進します。

3-1-3 子育て環境の整備

- ① 子育て支援住宅「エミナール那珂川」の適正な管理・運営に努めるとともに、子育て世帯が安心して快適に暮らすことができる環境整備に努めます。
- ② 天候等にかかわらず子どもが安心して遊ぶことができる室内型施設の設置について、他の公共施設との併設なども含めて検討していきます。

3-1-4 児童虐待防止と子育て家庭への支援

- ① 要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携するとともに、児童虐待への対応や家庭支援を図ります。
- ② 「こども家庭センター」において、児童虐待の予防的支援として、訪問・相談や支援対象児童の見守り強化事業による配食等を実施するほか、子どもの貧困の解消に向けた個別のサポートプランの作成・推進や、ヤングケアラーに関する相談・支援など、必要な家庭への支援を実施します。

3-1-5 結婚支援の推進

- ① 独身男女の結婚を支援するため、町結婚相談所の運営支援、とちぎ結婚支援センターへの会員登録の支援を行うほか、出会いの場に関するサポートを推進します。
- ② 結婚して町内で新生活を始める新婚世帯に住居費や引越費用を補助する結婚新生活支援補助金の周知と活用を促進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
産後ケア利用率	%	27.6	50.0
父親の育児参加率（3歳児健診アンケート）	%	92.9	100.0
なかよし子育てアプリ登録者数（累計）	人	148	250
婚活イベント参加者数（累計）	人	44	200

3-2 学校教育



現状と課題

国では、令和5年度に、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング^{※27}の向上をコンセプトとする第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

現在、本町には、認定こども園が2園、小学校が3校、中学校が2校あるほか、県立の高等学校（馬頭高等学校）が1校あります。

本町では、これまで、各学校施設の整備を計画的に進めるとともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実を積極的に進めてきました。

特に、認定こども園から中学校までの学びの連続性を重視した英語教育や国際交流の推進、地域と連携したコミュニティ・スクールの取り組みなどに力を入れ、着実にその成果を上げてきました。

しかし、今後、デジタル化・グローバル化の一層の進展をはじめ、社会情勢はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中で、多様な人々と協働し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるような子どもたちを育成していくことが求められています。

また、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、学校生活が楽しいと感じられる教育の充実を図っていく必要があります。

このため、子どもたちが安全・安心・快適に学ぶことができるよう、学校施設・設備の整備や学校のあり方について検討を進めるとともに、「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、家庭や地域とのさらなる連携強化など、総合的な教育環境の向上を進めていく必要があります。

主要施策

3-2-1 学校施設・設備の整備と適正配置の検討

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、学校施設・設備の整備及び改修等を計画的に進め、長寿命化を図ります。
- ② I C T機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。
- ③ 児童生徒数の減少への対応、教育の質の向上に向け、児童生徒及び保護者の意向や地域の実情を踏まえ、学校の適正配置について検討していきます。

3-2-2 「生きる力」を育むための確かな学力の向上

- ① 「ハッピースローププラン^{※28}」に基づき、幼児期から義務教育終了まで切れ目のない一貫した教育を推進し、子どもたちが安心して教育活

※27 身体的・精神的・社会的により状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※28 本町では、認定こども園・小学校・中学校が連携し、子どもの学びの連続性を考慮した一貫性のある支援を「ハッピースローププラン」として位置づけている。

動ができる支援を行い、これからの中学校を切り拓くために必要な資質・能力の育成を図ります。

- ② 確かな学力の向上に向け、各種学力調査等を十分に活用し、教員の授業改善及び児童生徒の学習改善を図る取り組みを推進します。
- ③ 支援を必要とする児童生徒がそれぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。
- ④ 社会の変化に対応できる人材の育成に向け、英語教育や情報教育、キャリア教育^{※29}の充実を図ります。

3-2-3 心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の推進

- ① 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育、郷土学習の充実、読書活動の促進を図るほか、不登校児童生徒が学校生活に適応できるよう、校内教育支援センターの充実など環境整備を行います。
- ② 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力調査や学校保健統計調査等を有効に活用し、体力向上に向けた効果的な取り組みを推進するほか、保健・安全教育、食育の充実を図ります。
- ③ 生徒にとって望ましい中学校部活動の環境を構築する観点から、部活動の円滑な地域移行を推進します。

3-2-4 地域活性化や地域を支える人材の育成

- ① 地域とともにある学校づくりに向け、地域を支える人材の育成・確保等を進めながら、コミュニティ・スクールの一層の充実を図ります。
- ② 小中学校の「総合的な学習の時間」において、地域に学び、地域の将来を創造する学習活動を系統的・継続的に行えるよう探究的な学習の充実を図ります。
- ③ 県立馬頭高校に在学する生徒に対し、通学や住まいの確保に関する支援を行うとともに、学校のさらなる魅力化への支援や情報発信の強化など、生徒数の確保に向けた取り組みを推進します。

3-2-5 家庭教育の支援及びかけ橋期の教育の充実

- ① 家庭教育支援団体の活動に対する支援の充実を図るとともに、PTA講座等を通して、家庭の教育力向上を促進します。
- ② 認定こども園と小学校の連携を強化し、「那珂川かけ橋カリキュラム」に基づくかけ橋期^{※30}の教育の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
学校の教育環境が安心・安全・快適だと思う保護者の割合	%	92.4	100.0
部活動の地域移行率	%	12.5	100.0
認定こども園から小学校への移行（幼小連携）が円滑にできたと感じる小学1年保護者の割合	%	—	100.0
町学力調査で目標値を超えた児童生徒の割合	%	59.4	70.0

※29 子どもの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育。

※30 幼児教育と小学校教育をつなげる重要な時期である、5歳児～小学校1年生の2年間。

3－3 社会教育



現状と課題

一人ひとりが、いつでも、どこでも学習することができ、その成果を活かすことができる社会の実現が求められています。近年では、人生100年時代やデジタル社会を迎える中、生涯にわたって学び、活躍できる環境整備や、地域コミュニティの基盤を支える学習活動がますます重視されています。

本町では、令和3年度に策定した生涯学習推進計画【第3期】に基づき、社会教育施設を拠点として、町民の学習ニーズに即した各種の講座・教室、町民大学等の開設をはじめ、青少年の健全育成に関する事業の推進、読書環境の充実、社会教育団体の支援等を行っています。

このような中、町民や町民団体による自主的な学習活動等が行われていますが、社会情勢の変化に伴いますます多様化・高度化する学習ニーズへの対応が課題となっているほか、講座や教室等への参加者の減少や固定化、拠点である社会教育施設の老朽化、さらには青少年を取り巻く環境の変化といった状況もみられ、その対応が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、生涯学習推進計画の見直しを行い、これに基づき、社会情勢や町民ニーズを踏まえた魅力ある学習プログラムの提供をはじめ、次代を担う青少年の健全育成に関する取り組み、町民の読書活動を促進する環境づくり、社会教育施設の老朽化対策等を進めていく必要があります。

主要施策

3-3-1 生涯学習推進体制の充実

- ① 本町ならではの学習環境づくりを総合的・計画的に進めるため、生涯学習推進計画の見直しを行います。
- ② 町民主体の学習活動の活発化を促進するため、社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成・支援を行います。

3-3-2 魅力ある学習プログラムの提供

社会情勢の変化や各世代の学習ニーズの的確な把握、指導者やボランティアの発掘・育成を行い、魅力ある講座・教室、関連事業の企画・開設を図るとともに、様々な情報媒体を活用し、情報発信を行います。

3-3-3 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進

次代を担う青少年の健全育成に向け、青少年育成協会や子ども会育成会、ジュニアボランティアズクラブ等の活動を支援するとともに、家庭教育の機会の提供や青少年の学習・文化・スポーツ・交流活動、地域づくり・ボランティア活動等への参加促進に努めます。

3-3-4 読書活動の推進

子どもだけではなく、大人も対象に含めた読書活動推進計画を策定し、すべての町民が本に親しむ機会の充実に向けた取り組みを推進します。

3-3-5 社会教育施設の整備充実

- ① 社会教育施設再編計画に基づき、老朽化した施設の改築・更新・移転・統廃合を効率的に実施します。
- ② 社会教育施設の管理運営に際しては、民間活用を検討し、効率的かつ効果的な手法を用いた、公共サービスの提供に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
生涯学習プログラム（講座・教室等）への参加者数	人	2,495	3,300
図書館の利用者数	人	44,866	48,000

3-4 スポーツ



現状と課題

スポーツ活動は、健康・体力の維持・増進に役立つだけではなく、住民同士の交流を促し、地域連帯意識や郷土愛を育むものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本町には、スポーツ協会加盟のスポーツ団体が13団体、スポーツ少年団が6団体あるほか、総合型地域スポーツクラブ「まほろばの里スポーツクラブ」があり、これらを中心に、多種・多様なスポーツ活動が行われています。

町では、これらのスポーツ団体の活動を支援しているほか、スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、「那珂川満喫歩け歩け大会」や「なかがわ清流マラソン大会」等のスポーツ大会、ニュースポーツ等のスポーツ教室を開催し、スポーツの振興に努めています。

また、本町には、数多くのスポーツ施設があり、近年では、令和4年度に、屋内水泳場「ウェルフルなかがわ」をオープンしたほか、令和7年度には、老朽化対策として総合体育館の照明のLED化を行い、施設環境の充実を図っています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する意識の高まりなどに伴い、スポーツ活動に关心を持つ人が増える一方、利便性の向上などにより、日常生活において身体を動かす機会が減っていることが指摘されています。

今後は、このような状況を踏まえ、町民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動に親しみ、生活の一部として定着させることができるように、スポーツ団体の育成や多様なスポーツ活動の普及促進、スポーツ施設の整備充実を図る必要があります。

主要施策

3-4-1 スポーツ団体等の育成

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会及び協会に加盟するスポーツ団体・スポーツ少年団の育成・支援を行います。
- ② 総合型地域スポーツクラブ「まほろばの里スポーツクラブ」について、自主的かつ安定的な活動が行えるよう、運営支援を行うとともに、町民への周知を図ります。
- ③ 多様化する町民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の育成・確保に努めます。
- ④ 中学校部活動地域移行に向け、中学生部活動の受け皿となる地域クラブの体制整備に努めます。

3-4-2 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、各種スポーツ大会・教室の開催をはじめ、多様なスポーツに親しみ、活動することができる機会の提供を図ります。特に、誰もが楽しむことができるユニバーサルスポーツ※³¹等の普及を進めます。

3-4-3 スポーツ施設の整備充実

町民が安全・安心・快適にスポーツ活動を行うことができるよう、スポーツ施設の整備・改修、統廃合等を計画的に進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
スポーツイベント（大会・教室等）への参加者数	人	2,785	4,000
スポーツ施設利用者数	人	102,743	120,000

※³¹ 年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツ。ボッチャや卓球バレーなどがある。

3-5 文化芸術・文化財



現状と課題

文化芸術は、豊かな人間性や感性を育むなど、人が人らしく生きるために糧となるとともに、人ととの相互理解を促し、ともに生きる社会の基盤となるものであり、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町には、文化協会加盟の文化団体が40団体あり、これらを中心に、多種・多様な文化芸術活動が行われており、これらの文化団体の活動を支援しているほか、文化協会と連携し、文化祭等の文化行事を開催し、文化芸術の振興に努めています。

しかし、文化芸術活動への参加者の減少や固定化といった状況もみられ、今後は、世代を問わず誰もが気軽に文化芸術にふれ、活動できる環境づくりを一層進めていくことが必要です。

また、歌川広重の肉筆浮世絵や近代美術作品等が展示されている「馬頭広重美術館」は、町の貴重な財産として、その保存と活用を図っていく必要があります。

そのほかにも、「那須小川古墳群」、「唐御所横穴墓」、「那須官衙遺跡」、「那須神田城跡」の4件の国指定史跡のほか、数多くの貴重な文化財があります。また、これらの文化財等に関する拠点として、「那珂川町なす風土記の丘資料館」、「郷土資料館」があり、文化財等の保存や収蔵・展示、普及・啓発等の様々な活動を行っています。

こうした文化財は、町民の郷土への愛着を高めるとともに、本町の歴史や風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後も適切な保存・活用等に努めるとともに、資料館のさらなる機能強化を進めていく必要があります。

主要施策

3-5-1 文化団体等の育成

- ① 町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会及び協会に加盟する文化団体の育成・支援を行います。
- ② 多様化する町民ニーズに対応できるよう、文化芸術に関する指導者の育成・確保に努めます。

3-5-2 文化芸術の発表・鑑賞機会の充実

文化芸術活動の成果を発表する機会と多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に向け、文化協会等と連携し、文化祭をはじめ、コンサートや演劇鑑賞会等の企画・開催に努めます。

3-5-3 文化財の保存・活用

- ① 国指定史跡について、範囲確認調査を実施するとともに、調査が終わった史跡については、保存・活用のための事業計画を策定し、整備に向けた検討を行います。
- ② 文化財を総合的・一体的に保存・活用し、地域の振興と文化財の確実な継承につなげていくため、国指定史跡を含め、町内の文化財全体の保存・活用に関する総合的な指針として、文化財保存活用地域計画の策定に向けた取り組みを進めます。
- ③ 埋蔵文化財の保護等に向け、現在作成を進めている遺跡分布地図と遺跡台帳の早期完成及び有効活用を図ります。
- ④ 文化財の保存・活用に向けて様々な取り組みを行う文化財愛護会の活動支援を行います。

3-5-4 「馬頭広重美術館」の充実・活用

地域の振興につなげるとともに、文化財を保存・継承していくため、計画的な施設・設備の更新と併せて、企画展や特別展、公募展（町に関する作品の募集・展示）などの魅力ある展覧会の開催を図り、集客の増加に努めます。

3-5-5 「なす風土記の丘資料館」・「郷土資料館」の充実・活用

「なす風土記の丘資料館」・「郷土資料館」について、施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、魅力ある企画展や講座・教室・出前講座の開催、史跡めぐりをはじめ、文化財等の保存や収蔵・展示、普及・啓発等に向けた取り組みの一層の充実、情報発信の強化を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
「馬頭広重美術館」入館者数	人	21,516	45,000
「なす風土記の丘資料館」及び「郷土資料館」入館者数	人	12,682	17,000

第4章 にぎわいと活力あふれる産業のまち

4-1 観光



現状と課題

近年の観光は、コロナ禍の影響による低迷からほぼ回復し、特に、インバウンド^{※32}による旅行者数は過去最高となっていますが、一部の地域においては、オーバーツーリズム^{※33}が懸念される状況にあります。

しかし、令和6年の本町の観光客数は、約139万人（栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果）となっており、コロナ禍以前の令和元年を上回っていますが、平成17年～平成20年ごろ（190万人前後）と比べると、約50万人減少しています。

本町には、美しい自然環境・景観や貴重な歴史文化資源、おいしい食べ物や「小砂焼」等の特産品のほか、「道の駅ばとう」や「馬頭温泉郷」、キャンプ場、ゴルフ場、祭り・イベントなど、多彩で魅力ある観光資源がありますが、観光客が年間を通じて繰り返し訪れたいと思う、魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえないません。また、町や町の観光資源の知名度の低さといった状況も指摘されています。

このような中、本町では、令和7年度に、観光振興の総合的な指針として、第2次観光振興計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、観光客の増加による地域経済の活性化、観光から移住への展開を視野に入れ、既存観光資源の一層の磨き上げや本町の特性に即した新たな観光資源の掘り起こし、情報発信の強化を進めていく必要があります。

主要施策

4-1-1 観光協会の運営支援

観光の振興に向けた各種活動の一層の活発化に向け、必要に応じDMO^{※34}の設立も含め、観光協会の組織強化を目指した運営支援を行います。

※32 訪日外国人旅行。

※33 過度の混雑やマナー違反により、地域住民の生活への悪影響や旅行者の満足度低下を及ぼす状態のこと。

※34 Destination Management／Marketing Organizationの略。観光地域づくりの舵取り役として、各種調整機能を持つとともに、各種観光データの収集・分析等を行い、戦略を組み立て運営する法人格を持った組織。

4-1-2 既存観光資源の充実・活用

- ① 「道の駅ばとう」をはじめ、「ゆりがねの湯」や「まほろばの湯湯親館」、「青少年旅行村」、「まほろばキャンプ場」などの町営施設について、集客力の向上を見据えた一層の魅力化、利用ニーズや老朽化への対応に向け、運営の工夫や施設・設備の整備・改修等を計画的に進めます。
- ② 「馬頭温泉郷」の温泉旅館やオートキャンプ場をはじめとする民間施設についても、一層の魅力化や経営の安定化に向け、必要に応じて側面からの支援を行います。
- ③ 町を周遊できるレンタサイクル事業及びサイクリングコースの充実に向け、観光協会との連携を図ります。
- ④ 町民や町民団体と連携し、「夢まつり」をはじめとする祭り・イベントの内容充実・有効活用を図ります。

4-1-3 新たな観光資源の掘り起こし

観光協会をはじめ町民や事業者等と連携し、「里山景観」、「歴史文化」、「食」、「農」などの本町の特性を活かした魅力ある着地型観光ツアーの開発、新たな旅のスタイルといわれるワーケーション＆ブレジャー^{※35}の導入検討など、新たな観光資源・仕組みの掘り起こしを進めます。

4-1-4 観光に関する情報発信の強化

観光・交流・関係人口の拡大に向け、様々な情報媒体を活用し、町及び町の観光資源について、多言語にも対応した情報発信の強化を図ります。

4-1-5 広域観光体制の充実

広域的連携のもと、圏域一体となった集客活動の展開やグリーン・ツーリズム^{※36}の推進をはじめ、広域観光体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
観光客数（1月～12月）	万人	139	170

※35 ワーケーションは、「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた言葉。観光地などで仕事をしつつ余暇を楽しむこと。ブレジャーは、「ビジネス」と「レジャー」を組み合わせた言葉。出張等の機会を活用し、滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

※36 緑豊かな農村地域において、自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

4－2 農林水産業



現状と課題

国では、令和7年度に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

本町は、古くから農業を主要産業として発展し、現在、米をはじめ、イチゴやトマトなどの野菜、ナシやブドウなどの果樹の生産、畜産等が行われているほか、バイオマスエネルギーを活用したマンゴーやコーヒーの栽培も行われています。

本町では、これまで、農業の振興に向けた様々な取り組みを積極的に進めてきましたが、農業従事者の高齢化や減少、これらに伴う耕作放棄地の増加、輸入農産物の増加による価格の低迷など、対応すべき課題が山積しています。

このような中、主要産業である農業を今後も維持・発展させていくためには、関係機関・団体と連携し、将来を担う農業者の育成・確保を重点に、近年の環境変化に即した多面的な農業振興施策を一体的に推進していくことが必要です。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町では、古くから広大な面積の山林を活用した林業が盛んで、良質なハガキ材の生産が行われてきましたが、林業従事者の高齢化や減少が進み、手入れが行き届かない森林が増加傾向にあります。

今後は、このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適切に管理・整備され、木材の生産をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林整備計画（令和2年度策定、令和5年度変更）に基づき、森林の適正管理・整備を促していく必要があります。

また、水産業としては、アユをはじめとする川魚の漁獲、ホンモロコ、ウナギの養殖などが行われていますが、今後とも、これらの安定生産に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

4-2-1 農業の担い手の育成

- ① 関係機関と連携し、支援体制の強化や農地の集積等を進め、本町の農業を支える認定農業者の育成・確保、集落営農の促進を図ります。
- ② 関係機関による支援制度の周知・活用促進、移住・定住促進施策との連動等により、新規就農者・後継者の掘り起こしと着実な就農の促進を図ります。
- ③ 多様な担い手の育成に向け、企業の参入促進や定年退職後の就農の促進、農福連携の仕組みづくりなどについても検討していきます。

4-2-2 農産物生産体制の充実促進

- ① 関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の整備・改修、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設、スマート農業^{※37}の導入を支援し、米をはじめ野菜、果樹、畜産物等の生産性・品質の向上を促進します。
- ③ 中山間地域などの狭隘な農地での営農を支援するため、中山間地域等直接支払交付金制度を活用するほか、関係機関と連携し、農産物の高附加值化に取り組み、農業者の所得向上を図ります。

4-2-3 農業の6次産業化の促進

既存の農産物加工品の安定生産・販路拡大を促進するほか、各地域における農産物加工施設（小さな拠点）の整備を支援し、新たな農産物加工品の開発・販売を促進します。

4-2-4 環境にやさしい農業の促進

化学農薬・化学肥料の使用量の低減や有機栽培の支援等により、環境にやさしい持続可能な農業の展開を促進します。

^{※37} デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする農業。

4-2-5 林業の担い手の育成

担い手の育成に関する補助制度の周知と活用を促進し、林業従事者及び林業事業体の育成を図ります。

4-2-6 計画的な森林管理・整備の促進

- ① 林道の整備をはじめ、森林施業の共同化やスマート林業^{※38}の導入の支援など、合理的かつ省力・低コストで森林施業が行える体制づくりを進めます。
- ② 森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林環境譲与税^{※39}や森林経営管理制度^{※40}を適宜活用しながら、森林整備計画に示す森林の機能区分に沿った適正な管理・整備を促進します。

4-2-7 「木の駅プロジェクト」の推進

地域の森林資源を有効に活用し、持続可能な林業の展開と地域経済の活性化を図るため、「木の駅プロジェクト^{※41}」を推進します。

4-2-8 地元産材の利用促進

地元産材の利用拡大に向け、公共建築物の建設に地元産材の利用を推進するほか、木材需要の拡大に関する補助制度の周知と活用を促進し、一般住宅の建設への地元産材の利用を促進します。

4-2-9 有害鳥獣対策の推進

- ① イノシシやハクビシンなどによる農林産物の被害を防止するため、鳥獣被害防止計画に基づき、効果的な有害鳥獣対策を推進します。
- ② イノシシ肉「ハ溝ししまる」について、本町の特産品の一つとして、加工・販売を進めます。

^{※38} デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする林業。

^{※39} 国から関係地方公共団体に配分・交付する譲与税で、森林の整備に関する施策（間伐等）や森林の整備の促進に関する施策（人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等）を推進するための費用として充てることとされている。

^{※40} 手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。

^{※41} 放置された間伐材等の林地残材を引き取り、地元の店でしか利用できない地域通貨券と交換することで、森林整備の促進と地域経済の循環を同時に図る取り組み。

4-2-10 水産業の振興

- ① 那珂川の漁業資源の維持・拡大のため、アユの放流事業を実施します。
- ② ホンモロコの養殖について、県水産試験場等と連携し、安定的な生産を促進するとともに、飲食店や宿泊施設等への働きかけなど、販路の維持・拡大を支援していきます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
新規就農者数（累計）	人	3	10
農産物加工施設整備箇所数（累計）	箇所	1	5
森林経営管理事業面積（累計）	ha	15.7	80.0
野生鳥獣による農作物被害額	千円	1,468	1,000

4－3 商工業



現状と課題

商業は、人々の生活に必要な商品・サービスを提供するだけではなく、地域のにぎわいや人々の交流を生み出すものとして、まちづくりにおいて重要な位置を占めていますが、人口の減少や人々の大型店志向の強まり、ネットショッピングの普及等に伴い、全国的に地域商業の衰退が進み、その再生が大きな課題となっています。

本町の商業活動は、馬頭・小川の両市街地に形成された商店街をはじめ、幹線道路の沿道に立地する商業施設などを中心に展開されています。

本町の商業は、これまで、地域住民の日々の生活を支えてきましたが、全国的動向と同様に、地域商業をめぐる状況が厳しさを増す中、商店街等においては、経営者の高齢化や後継者不足等とも相まって、空き店舗が増加するなど、厳しい状況にあります。

このため、商工会との連携を強化し、商業経営の継続・安定化の支援をはじめ、本町の地域性に即した商業活動の展開を促す取り組みを進めいく必要があります。

一方、工業は、地域経済の発展や雇用の場の確保に直結する重要な産業であり、地域活性化や人々の移住・定住に大きな役割を果たしています。

本町には、大手製造業の工場など様々な事業所が立地しているほか、新宿平工業団地をはじめとする工業団地を有しており、町の活力や町民の雇用を生み出していますが、人手不足や資材価格の高騰など背景に、本町の工業も停滞傾向にあります。

今後は、町経済の発展と雇用の場の確保を目指し、既存事業所の継続・安定化の支援や創業の支援、新たな企業の誘致に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、本町の商業・工業においては、農林水産物加工品、料理、和菓子・スイーツ類など、数多くの特産品があります。

今後とも、これらの商品をブランド品として定着させるとともに、新たな特産品が生み出されるよう、商工業事業者へ支援を行っていく必要があります。

主要施策

4-3-1 商工会の運営支援

商工業の振興に向けた各種活動の活発化に向け、商工会の運営支援を行います。

4-3-2 商工業事業所の継続・安定化の支援

- ① 商工業事業所の事業の継続と経営の安定化に向け、町の中小企業振興資金融資（運転資金・設備資金）や県等関係機関による各種融資制度の周知と活用を促進します。
- ② 事業承継、維持・存続に向けた町の新たな支援制度の創設について検討・推進します。
- ③ 商工業事業所の活性化に向け、宇都宮大学等と連携し、商品パッケージや店内リニューアル等に取り組む産学官連携事業を実施します。

4-3-3 創業の支援

町内での起業・創業を促進するため、町の中小企業振興資金融資（創業支援資金）や新規出店支援補助金、空き店舗等活用促進事業費補助金、県等関係機関による各種融資制度の周知と活用を促進します。

4-3-4 企業誘致に向けた情報発信の強化

新たな活力の創造と雇用の場の拡充に向け、企業立地に向けた情報発信の強化を図るとともに、県と連携して効果的な企業誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進します。

4-3-5 特產品の振興

- ① 県立馬頭高等学校や事業者等と連携し、新たな特產品の掘り起こしを進めます。
- ② 「那珂川町地域ブランド認定商品」をはじめとする特產品の販路の維持・拡大に向け、様々な情報媒体を活用した情報発信の強化をはじめ、商業施設や宿泊施設との連携、ふるさと納税返礼品への活用などを促進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
新規出店件数（累計）	件	1	5
地域ブランド認定商品件数	件	0	10

4-4 雇用対策



現状と課題

近年、国の雇用情勢は、コロナ禍の影響による大幅な悪化から持ち直していますが、まだ完全に回復したとはいえません。

ハローワーク那須烏山管内においても、求人はコロナ禍以前の水準に近づいていますが、人手不足をはじめ、求職者の希望と求人内容が合致しない雇用のミスマッチといった問題が生じています。

本町においても、地域産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、雇用の場の不足が指摘される一方で、少子高齢化の急速な進行や若者の町外流出等に伴い、町内事業所における労働力不足といった状況がみられます。

このため、今後は、本計画に掲げる観光・農林水産業・商工業の各種の産業振興施策を積極的に推進し、魅力ある雇用の場の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、情報提供や相談をはじめ、町民の地元雇用につながる取り組みや、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

4-4-1 町民の地元雇用の促進

- ① 若者をはじめ、町民が就職しやすい環境づくりに向け、栃木労働局やハローワーク那須烏山、町内事業所等と連携し、就職に関する情報提供の推進や合同説明会・相談会の開催、職業能力の開発に関する支援を行います。
- ② 町内事業所における町民雇用の促進に向け、立地企業が町民を雇用した場合に交付する雇用促進奨励金の周知と活用を促進します。

4-4-2 魅力ある職場環境づくりの促進

働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、町内事業所に対し、多様で柔軟な働き方の実現をはじめとする「働き方改革」についての啓発活動・情報提供を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
馬頭高等学校生の町内事業所就職者数	人	6	10

第5章 未来への都市基盤が整ったまち

5-1 土地利用・市街地整備



現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であるとともに、限られた貴重な資源であり、公共の福祉と自然との共生に配慮しながら、高度かつ有効に利用していくことが必要です。

本町における土地利用の状況をみると、山林や田・畠等の自然的土地利用が総面積の大半を占めています。

また、総面積の 20.1% にあたる 38.80 km² が都市計画区域に指定され、このうちの 3.6% にあたる 1.4 km² に用途地域が定められています。

本町では、これまで、土地利用関連法令・関連計画に基づき、計画的な土地利用や市街地整備を進めてきましたが、社会情勢が大きく変化する中、美しい自然環境・景観や貴重な歴史文化環境、主要産業である農業の振興に向けた森林や里山、農地等の保全が求められているほか、一方では、便利で安全・快適な市街地環境の形成をはじめ、移住・定住の促進や観光客の増加に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

今後は、土地利用に関連する計画等に基づき、町の持続的発展に向けた計画的な土地利用・市街地整備を進めていく必要があります。

また、本町では、地籍を明確化し、土地を高度に利用するため、地籍調査事業を進めています。

令和7年3月末の進捗率は 85.9% となっていますが、早期完了を目指し、今後とも事業を効率的に推進していく必要があります。

主要施策

5-1-1 土地利用方針の明確化

町全体として整合のとれた適正な土地利用を推進するため、国土利用計画や土地利用調整基本計画などの土地利用に関連する計画等の見直しを行います。

5-1-2 適正な土地利用・市街地整備の誘導

土地利用に関連する法令・計画の周知と一体的な運用により、土地利用区分に応じた適正な土地利用・市街地整備を誘導します。

5-1-3 地籍調査事業の推進

土地を高度に利用するため、関係機関と連携し、効率的な調査手法により地籍調査事業を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
地籍調査等実施済面積（累計）	km ²	139.3	144.7

5－2 道路・公共交通



現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、人々の交流を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本町の道路網は、国道4路線（293号・294号・400号・461号）と県道10路線（主要地方道2路線、一般県道8路線）、町道418路線によって構成されています。

これまで、国・県道の整備促進をはじめ、町道の整備・維持管理や橋梁の長寿命化などを計画的に進めてきましたが、令和7年3月末時点の町道改良率は55.9%で未整備区間が多い状況にあります。

今後は、町と周辺都市を結ぶ道路の整備による町民及び観光客の利便性の向上と高齢化のさらなる進行等を見据えた町民の安全性の確保に向け、町内道路網の整備を計画的かつ効率的に進めていく必要があります。

一方、本町の公共交通としては、民間事業者による路線バス、町のコミュニティバス、デマンドタクシーが運行されています。

また、令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、これらの維持に向けた取り組みを進めていますが、人口減少に伴う利用者の減少により、公共交通網の維持が困難な状況になることが予想されるほか、運行本数の少なさや、乗り継ぎの不便さといった問題もみられ、これらへの対応が求められています。

今後は、すべての町民をはじめ、町を訪れる人が、いつでも安心して外出・移動することができるよう、持続可能な公共交通の構築を目指した取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

5-2-1 那珂川を渡河する新たな道路の整備促進

主要な幹線道路と周辺都市間のアクセスの向上や町民の利便性・安全性の確保に向け、那珂川を渡河する新たな道路整備の早期事業化を関係機関に要望していきます。

5-2-2 国・県道の整備促進

- ① 町の主要な幹線道路である、一般国道293号をはじめとする現道の拡幅やバイパス整備、歩道の設置を関係機関に要望していきます。
- ② 広域圏の連携を図る、一般県道矢又大内線をはじめとする県道の未整備区間における整備を関係機関に要望していきます。

5-2-3 高規格道路の整備促進

将来的なハ溝地域の発展に向け、関係自治体と協調し、国の構想路線として位置づけられた「(仮) 北関東北部横断道路」及び「(仮) つくば・ハ溝縦貫・白河道路」の早期事業化を関係機関に要望していきます。

5-2-4 町道の整備・管理

町民の利便性や安全性の確保に向け、地域間を結ぶ町道の整備や既設道路の維持管理を計画的・効率的に推進します。

5-2-5 橋梁・道路施設の長寿命化

橋梁長寿命化修繕計画や舗装の個別計画に基づき、橋梁及び道路施設の定期的な点検と予防保全的な修繕を行い、長寿命化を図ります。

5-2-6 公共交通の維持・充実

- ① アンケート調査などを定期的に実施し、公共交通に関する町民ニーズの把握に努めるとともに、人口減少などの社会情勢を踏まえ、地域公共交通計画の見直しを行います。
- ② 持続可能な公共交通の構築を見据え、路線バスの維持をはじめ、コミュニティバス及びデマンドタクシーの運行の充実を図るとともに、安心して日常生活を送るため、交通手段の利便性向上に努めます。
- ③ 隣接市町の移動サービスとの連携による広域的な公共交通網の形成について検討していきます。

5-2-7 まちづくりのための道路の整備

- ① 近隣自治体と連携のとれる、広域的な道路交通網の整備促進を図ります。
- ② 災害時においても避難や物資供給を円滑に行うことができる道路ネットワークの整備促進を図ります。
- ③ 「道の駅ばとう」を拠点とした、町内観光施設等へのアクセス道路の整備促進を図ります。
- ④ 公共交通における利便性の向上のため、運行時間短縮など効率化が期待される道路の整備促進を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町道整備事業による整備済路線数	路線	0	2
デマンド交通利用者数	人	7,065	10,000

5—3 公園



現状と課題

公園は、住民の交流・憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場となる施設ですが、全国的に施設の老朽化が進み、安全対策の強化が求められています。

本町には、丘陵地に整備された馬頭公園をはじめ、市街地には、室町小公園などの4つの小公園があるほか、農村公園やふるさとの森公園など多くの公園があります。

これまで、これらの公園の整備や維持管理を計画的に進めてきたほか、アンケート調査結果などの町民ニーズを踏まえ、令和6年度から、馬頭公園の再整備に着手しています。

今後は、幅広い世代の町民の憩いの場になるとともに、利用するすべての人々が様々な活動を行える場となるよう、馬頭公園の再整備を計画的に進め、早期完成に努めることが必要です。

また、その他の公園についても、町民が安全・安心に利用することができるよう、公園設備の整備充実や維持管理等に努める必要があります。

主要施策

5-3-1 馬頭公園の再整備・利用促進

- ① 子育て世代を中心に幅広い世代の町民が利用しやすい安全で魅力的な憩いの空間となるよう、また、利用するすべての人々が良好な公園環境の中で様々な活動を行えるよう、既存遊具の更新や施設のバリアフリー化をはじめとする再整備事業を計画的に進め、早期完成に努めます。
- ② 関係機関と連携し、公園内における各種団体の活動やイベントの開催を促すなど、利用促進に向けた取り組みを進めます。

5-3-2 公園の維持管理

町民が安全・安心に利用できるよう、公園の施設・設備の点検や更新を計画的に進めます。

5—4 住宅



現状と課題

快適で安全・安心な住まいは、人々が幸せな人生を送るための基盤となります。

現在、本町では、10 団地 221 戸の町営住宅と、5 団地 77 戸の町有住宅を管理・運営しています。

これらの住宅は、全体的に老朽化が進んでおり、平成 28 年度に策定した町営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の適正管理を進めていますが、今後とも、老朽化の状況や町民ニーズを踏まえながら、町営住宅等の計画的な改修等が必要となっています。

また、住まいや住環境に関する取り組みとして、建築基準法の改正前に建てられた木造住宅の耐震化の支援を行っているほか、令和 4 年度に策定した空家等対策計画に基づき、増加が進む空き家等の適正管理を促進していますが、今後とも、快適で安全・安心な住環境づくりに向け、これらの取り組みを継続していく必要があります。

主要施策

5-4-1 町営住宅・町有住宅の適正管理

町営住宅・町有住宅について、実情に即して町営住宅等長寿命計画の見直しを行い、これに基づき、予防保全型の修繕等による長寿命化、適正戸数を見据えた用途廃止・解体等を進めるとともに、未入居住宅への入居を促進します。

5-4-2 木造住宅の耐震化の支援

安全・安心な住まいづくりに向け、建築基準法の改正前に建築された木造住宅を対象とした耐震診断士の派遣や耐震改修・耐震建替えに関する支援制度の周知と活用を促進します。

5-4-3 空家の適正管理の促進

良好な生活環境を保全するため、空家等対策計画に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす空き家について把握するとともに、所有者に対し適正管理・解体等に関する助言・指導等を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
公営住宅入居率	%	76.9	100.0

5－5 移住・定住



現状と課題

国では、地方創生の取り組みが始まってから、およそ10年が経ちましたが、人口減少は加速しています。このような中、国は、令和6年度に、「新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）」を設置し、『地方創生2.0』として再起動させ、人口減少対策を強力に推し進めることとしています。

人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、生まれる子どもを増やすことはもとより、観光客をはじめとする交流人口の関係人口化を促進し、さらに定住人口へと発展させることが不可欠です。そのためには、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備、安定的な所得を確保するための産業の振興と雇用の場の充実、そして誰もが住み続けたくなる安全・安心・便利な地域づくりなど、様々な分野における様々な取り組みを一体的に進め、地域の魅力や活力、住みやすさを総合的に高めていくことが必要です。

本町では、移住・定住者のための居住地として、平成21年度に「農ある田舎暮らし高手の里」の整備を行ったほか、令和4年度に策定した分譲宅地整備計画に基づき、子育て世帯を対象とした分譲宅地として、小川地内の上宿地区に、令和5年度に2区画、令和6年度から令和7年度にかけて4区画の整備を行いました。

そのほか、これまで、様々な情報媒体を活用した町の情報発信を行ってきたほか、移住・定住に関する相談への対応や地域資源情報バンクの取り組み、移住者への経済的支援などを行ってきました。

今後は、誰もが住み続けたくなる、移り住みたくなる「選ばれる町」を目指し、これらの取り組みの一層の充実を図るとともに、新たな取り組みについても検討・推進し、移住・定住希望者の掘り起こしと確実な定着につなげていくことが必要です。

主要施策

5-5-1 分譲宅地の整備・情報発信の強化

- ① 実情に即した分譲宅地計画の見直しを行い、子育て世帯をはじめ、幅広い層を対象とした分譲宅地の整備を計画的に進めていくとともに、早期分譲及び住宅建設の促進に努めます。
- ② 分譲宅地及び「農ある田舎暮らし高手の里」の情報について、様々な情報媒体を活用し、情報発信の強化を図ります

5-5-2 移住・定住に関する情報発信の強化

町の知名度やイメージを向上させ、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、那珂川町地域資源情報バンク検索サイト「なかがわぐらし」をはじめ、様々な情報媒体・機会を活用し、移住・定住に関する情報発信の強化を図ります。

5-5-3 移住・定住に関する相談体制の充実

移住・定住に関する相談に効果的に対応するため、都内のふるさと回帰支援センターや県内に設置されている移住相談員などと連携し、相談体制の充実を図ります。

5-5-4 地域資源情報バンクの充実

空き家・空き店舗等の活用による移住・定住の促進に向け、地域資源情報バンクの充実を図るとともに、登録された住宅の購入費・改修費の支援を行います。

5-5-5 移住・定住支援事業の推進

- ① 町民の町外への転出抑制と町外からの移住者の増加を図るとともに、定住を促進するため、移住・定住者への支援制度について検討していきます。
- ② 東京圏からの移住者に移住支援金を支給する国・県の移住支援事業の周知と活用を促進します。

5-5-6 高校生の子どもがいる世帯へ支援

進学を機に転出する世帯が、いつまでも本町に住み続けることができるよう、支援制度について検討していきます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
転出超過数（転出者－転入者）	人	715	515
地域資源情報バンク町外利用者マッチング件数（累計）	件	6	35



5-6 デジタル化・情報発信

現状と課題

デジタル技術が急速に発展し、AIやロボットなどを活用した社会変革が進んでいます。

本町では、これまで、各種システムの導入・更新等により、行政内部の環境整備を行い、電子自治体の構築を進めてきたほか、地域における情報通信基盤として、ケーブルテレビ網を整備し、地上デジタル放送の再送信や高速インターネットが利用可能な環境を整備してきました。

近年では、ケーブルテレビ施設の老朽化への対応や機能の強化に向け、令和3年度から令和7年度までに、ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、施設の全線光化を進めてきました。

また、令和5年度には、「わくわく未来DX宣言」を行うとともに、DXプロモーションプランを策定し、D（デジタル）よりもX（トランスフォーメーション）、すなわち、町民サービスの向上のための“変革”を重視した本町ならではのDXに積極的に取り組んでいます。

こうしたDXは、これからの中づくりに必要不可欠なものであることから、行政と地域社会の両方のデジタル変革に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

全国的に、人口減少が進み、多くの地方自治体が移住・定住の促進や観光・交流・関係人口の拡大などに積極的に取り組んでおり、自治体間競争がさらに激しさを増しています。

このような中、本町が選ばれるまちになるためには、町の魅力や様々な情報を町内外に一層積極的に発信していくことが必要不可欠です。

このため、今後は、「情報発信の強化」を、本計画の重点施策として位置づけ、“町を売り込む”・“受け手側に響く”という視点に立った、戦略的な情報発信・プロモーション活動^{※42}を進めていく必要があります。

主要施策

5-6-1 地域の情報通信基盤の充実

- ① 整備されたケーブルテレビ網を有効活用するため、放送センターを含めた施設管理計画を策定し、適正かつ計画的に維持管理を進めます。
- ② ケーブルテレビ網について、福祉分野での活用など、新たな活用方法の検討を進めるとともに、加入促進を図ります。

^{※42} 直訳すれば、売り込む（プロモーション）活動のこと。この場合、町の知名度やイメージの向上、ブランドの確立を目指し、宣伝・広報・営業活動を行うこと。

5-6-2 行政のデジタル変革の推進

- ① 町民の利便性の向上に向け、支払いのキャッシュレス化や行政手続のオンライン化、書かせない・待たせない窓口の整備を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、AIやRPA^{※43}等の導入、基幹系システムの標準化・共通化を進めます。
- ③ いつでも、どこでも働けるよう、テレワークやオンライン会議を推進します。
- ④ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。

5-6-3 地域社会のデジタル変革の推進

- ① 地域活性化と町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル変革を進めます。
- ② すべての町民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド^{※44}対策を推進します。
- ③ 町民や事業者がデータを容易に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- ④ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

5-6-4 広報活動の充実

- ① わかりやすく「伝える」から「伝わる」を意識した広報紙づくりをはじめ、ホームページやSNS等を活用した広報活動の充実に努めるほか、デジタル技術を活用した新たな広報機能の導入について検討・推進します。
- ② ケーブルテレビの自主放送番組の充実を図り、行政情報をはじめ地域に根差したきめ細やかな情報の提供を行います。

5-6-5 戦略的な情報発信・プロモーション活動の推進

- ① 情報発信・プロモーション活動を戦略的・効果的に行うため、専門的な知識と技術を有する人材等の活用を含め、ターゲットに合わせた情報の選定、発信方法の選択など体制の強化を図ります。
- ② 町の知名度やイメージを向上させ、移住者や観光・交流・関係人口の拡大、特産品の振興など、産業・経済の活性化等を進めるため、“町を売り込む”・“受け手側に響く”という視点を重視した、戦略的な情報発信・プロモーション活動を積極的に推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
ケーブルテレビ施設の加入率	%	76.0	100.0
町公式LINE登録者数	人	0	30,000

※43 Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

※44 デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

第6章 みんなでつくるみんなのまち

6-1 町民参画・協働



現状と課題

社会情勢の変化に伴い行政ニーズがますます増大・多様化する一方、人口の減少による地域の担い手不足が進む中、魅力と活力ある地域をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、公的な取り組みだけではなく、地域における多様な主体の参画と協働が必要不可欠です。

そのためには、住民の意見や提案を聞く場を充実させ、住民ニーズを的確に把握しながら、住民参画・協働の仕組みを構築することが必要です。

本町では、町民の意見や提案を町政に反映させるため、ホームページやSNS等を通じた意見の収集、町民との懇談会の開催等の広聴活動を行っています。

また、各種計画の策定において、審議会や委員会の開催、アンケート調査、トークカフェ^{※45}、パブリックコメント^{※46}の実施等により、町民参画・協働に努めています。

しかし、町民が主体的にまちづくりに参画・協働するための環境整備はまだまだ十分とはいえません。

今後は、令和7年度に策定した協働のまちづくり指針に基づき、地域住民、団体、企業、行政が共通認識のもとに意識を高めるとともに、これまでの取り組みをさらに発展させながら、多様な分野における参画・協働の仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

※45 少人数のグループで、お茶菓子が用意された気兼ねない雰囲気の中で、ざっくばらんな本音やアイディアを交換できる場を提供する、住民との意見交換会。

※46 ホームページ等を活用した町民意見の聴取。

主要施策

6-1-1 町民参画・協働推進体制の充実

- ① 町民の参画・協働意識の高揚、実践活動の促進に向け、様々な情報媒体を活用し、参画・協働の重要性や実際の事例等に関する啓発活動・情報提供を推進します
- ② 協働のまちづくり指針に基づき、地域住民、団体、企業、行政という異なる立場の主体が対等な立場で連携・協力し、よりよい未来に向けたまちづくりを進める体制の整備を図ります。

6-1-2 広聴活動の充実

ホームページやSNS、町民との懇談会等による広聴活動の充実に努めます。

6-1-3 多様な分野における町民参画・協働の促進

- ① 町の各種計画の策定や検証、見直しにあたって、審議会・委員会やアンケート調査、トークカフェ、パブリックコメント等を実施し、町民の参画・協働を促進します。
- ② 文化行事や祭り・イベントの企画・運営への町民参画・協働を促進します。
- ③ 公共施設の整備や管理・運営、公共サービスの提供への町民及び民間の参画・協働を促進します。

6-1-4 まちづくり団体の活動支援

町民主体のまちづくり、町民と行政との協働のまちづくりの担い手として、自主的な活動を行うまちづくり団体の活動支援を行うとともに、活動を支援する提案型補助金の周知と活用を促進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
まちづくり団体数	団体	1	10

6-2 地域コミュニティ



現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、全国的に地域コミュニティ活動への参加者の減少や自治組織への加入率の低下が進み、地域コミュニティの弱体化・崩壊が懸念されています。

また、少子高齢化の進行や大規模な自然災害の頻発等を背景に、身近な地域でお互いに支え合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されてきており、地域コミュニティの維持・再生が大きな課題となっています。

本町には、現在、37の行政区と、その中に各自治会が組織されており、地域集会施設などを活動拠点として、環境美化活動や地域安全活動をはじめ、様々な地域コミュニティ活動が展開されています。

一方、少子高齢化や人口減少の急速な進行、価値観の多様化等を背景に、こうした地域コミュニティ活動への参加者の減少、加入率の低下といった状況がみられ、将来にわたる地域コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、各行政区の活力を高めることが基本となることから、町民の自治意識の高揚や活動の活性化支援をはじめ、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

主要施策

6-2-1 自治意識の高揚

町民の自治意識の高揚、行政区（自治会）への加入促進、活動への参加促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治の重要性や地域コミュニティ活動の状況等に関する啓発活動・情報提供を推進します。

6-2-2 地域コミュニティ活動の活性化支援

- ① 地域コミュニティ活動の活性化に向け、各行政区に対する運営補助金やコミュニティ助成事業の活用を図ります。
- ② より活発な地域コミュニティ活動の展開や行政区（自治会）への加入促進に向け、新たな支援について検討していきます。
- ③ 地域課題の効果的な把握・解決、持続可能な地域コミュニティの形成に向け、職員の地域コミュニティ活動への参画を促進します。
- ④ 各行政区の業務負担の軽減に向け、デジタル技術等を活用した業務の効率化・簡素化を図ります。

6-2-3 地域コミュニティ施設の充実支援

身近な活動拠点である公民館や集会所等の修繕に対する支援を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
自治会加入率	%	66.0	70.0

6－3 地域間交流・連携



現状と課題

国内外の異なる地域等との交流・連携は、自らの地域の魅力の再発見・再認識や郷土愛の醸成をはじめ、人材の育成や交流人口・関係人口の拡大など、多岐にわたる効果が期待されるものであり、地域活性化にとって重要な意味を持ちます。

本町では、国内交流の取り組みとして、滋賀県愛荘町と姉妹都市協定を、秋田県美郷町と友好都市協定を、東京都豊島区及び栃木県野木町と観光交流都市協定「ふくろう協定」を結び、様々な交流を行っています。

また、国際交流の取り組みとしては、アメリカ合衆国ニューヨーク州ホースヘッズ村と姉妹都市協定を結び、毎年、中学生を派遣するとともに、訪問団を受け入れ、ホームステイ事業を中心に行っています。

さらに、本町では、県立馬頭高等学校と連携し、那珂川学などの支援を行っているほか、宇都宮メディア・アーツ専門学校、宇都宮大学と連携し、産業支援や文化芸術の振興等に関する事業を行っています。

そのほか、企業と包括連携協定を結び、地域の活性化や町民サービスの向上を図っています。

こうした国内交流・国際交流や教育機関・企業との連携は、多くの分野で町の活性化につながることが期待されることから、交流・連携を継続していくとともに、効果的な交流・連携となるよう取り組んでいく必要があります。

主要施策

6-3-1 国内交流の充実

滋賀県愛荘町や秋田県美郷町、東京都豊島区、栃木県野木町との交流を継続していくとともに、町民や町民団体主体の交流、相互の地域振興に向けた効果的な交流となるよう、体制や内容の充実を図ります。

6-3-2 国際交流の充実

- ① 国際性豊かな人材の育成に向け、アメリカ合衆国ニューヨーク州ホースヘッズ村との交流を継続していくとともに、交流を効果的かつ円滑に進めるため、ホームステイを受け入れるホストファミリーの開拓など、体制の充実を図ります。
- ② 国際交流員を活用し、幼児、児童生徒の国際理解教育、町民の語学学習などの教育活動のさらなる充実を図ります。

6-3-3 教育機関との連携事業の推進

人材の育成や交流人口・関係人口の拡大、地域活性化に向け、県立馬頭高等学校をはじめ宇都宮メディア・アーツ専門学校や宇都宮大学との連携事業を推進します。

6-3-4 企業との包括連携の活用

連携企業の協力のもと、地域の活性化や町民サービスの向上を図るため、資材や人材の有効活用を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国内交流事業参加者数	人	110	200
国際交流事業参加者数	人	65	100

6-4 多様性社会



現状と課題

性別や年齢、障がいの有無、国籍、経験、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、誰もがお互いの違いを認め合い、自分らしく暮らしていくことができるよう、様々な属性の人たちが共存し、その違いを尊重するという「ダイバーシティ」の考え方に基づく社会の実現が求められています。

本町では、これまで、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育・啓発や人権相談を行ってきたほか、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画することができるよう、令和3年度に策定した第2次男女共同参画計画に基づき、意識啓発や社会環境の整備を進めてきました。さらに、居住する外国人や訪れる外国人のため、外国語による情報提供等に努めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、差別や偏見、虐待といった問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識が根強く残っており、近年では、L G B T Q^{※47}や感染症患者に対する差別・偏見、外国人を排斥する差別的言動なども全国的に表面化しています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、人権尊重・男女共同参画のまちづくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現に向け、意識啓発を柱とした具体的な取り組みを進めていく必要があります。

※47 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）、自分の性についてわからない Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとっている。

主要施策

6-4-1 人権尊重のまちづくりの推進

- ① 町民の人権意識を高めるため、学校教育や社会教育、広報・啓発活動など様々な場や機会を通じ、人権教育・啓発を推進します。
- ② 町民の人権に関する悩みの解消に向け、人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談を実施します。

6-4-2 男女共同参画・女性活躍のまちづくりの推進

- ① 実情に即した男女共同参画・女性活躍のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、男女共同参画計画の見直しを行います。
- ② 町民の男女共同参画意識を高めるため、ジェンダー^{※48}平等に向けた啓発・教育を効果的に推進するほか、政策決定過程への男女共同参画を進めため、町の審議会等への女性の積極的な登用を図ります。
- ③ 働きやすく健全な職場・家庭環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランス^{※49}の実現に向けた事業所への働きかけ、DV^{※50}やハラスメントの防止に向けた啓発・相談等を進めます。

6-4-3 多文化共生の社会環境の整備

居住する外国人や訪れる外国人の増加を見据え、多言語による情報提供体制の充実など、多文化共生を進めるための社会環境の整備を進めます。

6-4-4 多様性社会の実現に向けた取り組みの推進

誰もがお互いの違いを認め合い、共存していくことができる社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、町全体への波及に向けた情報提供等を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町審議会等委員に占める女性の割合	%	27.2	35.0

※48 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※49 仕事と生活の調和。

※50 配偶者・パートナーからの暴力。

6-5 行財政運営



現状と課題

地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これから的地方自治体には、限られた経営資源^{※51}を有効に活用し、自らが生き残るための取り組みを自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を強めることが求められます。

本町では、これまで、厳しい財政状況の中、町政の抱える重要課題に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げるために、4次にわたり策定した行財政改革大綱・推進計画に基づき、行財政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、社会情勢の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大・多様化していくことが見込まれる一方、人口減少による町税等の財源の減少や社会保障関係経費の増大、老朽化した公共施設の更新等にかかる経費の増大により、さらに厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、将来にわたつて自立可能・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営の状況を常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

また、財源の確保や関係人口の拡大に向け、ふるさと納税の有効活用を図るほか、地域外の多様な人材を地域活性化に活かすため、地域おこし協力隊の採用を継続していく必要があります。

さらに、質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、一部事務組合や定住自立圏^{※52}による近隣自治体との広域連携を推進していくことが必要です。

主要施策

6-5-1 行財政改革の推進

- 時代に即した組織・機構の再編、職員定員適正化計画による定員管理や給与の適正化など、人事及び組織体制の改革を進めます。

※51 人、物、財源。

※52 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携市町村が相互に役割を分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進することを目的とした広域連携の取り組みあり、八溝山周辺地域定住自立圏は2市6町（中心市：大田原市）、那須地域定住自立圏は2市2町（中心市：那須塩原市）で構成され、中心地と連携市町が協定を結び、実施する取り組みを示した共生ビジョンを策定し、各種連携事業を実施している。

- ② 適切な効果検証による事業内容の見直し、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等による自主財源の確保、補助金交付の見直しなど、事務事業の見直し等を進めます。
- ③ 人材育成基本方針に基づく職員研修の方法・内容の充実や職員提案制度の活用等により、職員の人材育成を図ります。

6-5-2 持続可能な財政運営の推進

- ① 財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度等を勘案して事業の「選択と集中」を行い、持続可能な財政運営を推進します。
- ② 税制度を町民に周知するとともに、公平かつ適正な課税の推進と、徴収対策に努めます。

6-5-3 公共施設の適正管理

公共施設等総合管理計画や未利用公共施設等利活用基本方針等に基づく施設の統廃合や有効活用、民間活力の導入による効率的な管理など、公共施設の適正な管理・運営を図ります。

6-5-4 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、まちづくりの財源としての有効活用、関係人口の拡大に向け、寄附件数、寄附額の増加に向けた取り組みを進めます。

6-5-5 地域おこし協力隊による地域課題の解決

地域外の多様な人材が行う様々な地域協力活動により、地域活性化や地域課題の解決を図るとともに、本町への定住・定着につなげるため、地域おこし協力隊を定期的に採用します。

6-5-6 広域連携の推進

- ① 質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、南那須地区広域行政事務組合による共同処理を推進します。
- ② 大田原市や那須塩原市の都市機能を有効に活用して本町及び圏域全体の活性化を図るため、八溝山周辺地域定住自立圏・那須地域定住自立圏における各種連携事業を推進します。

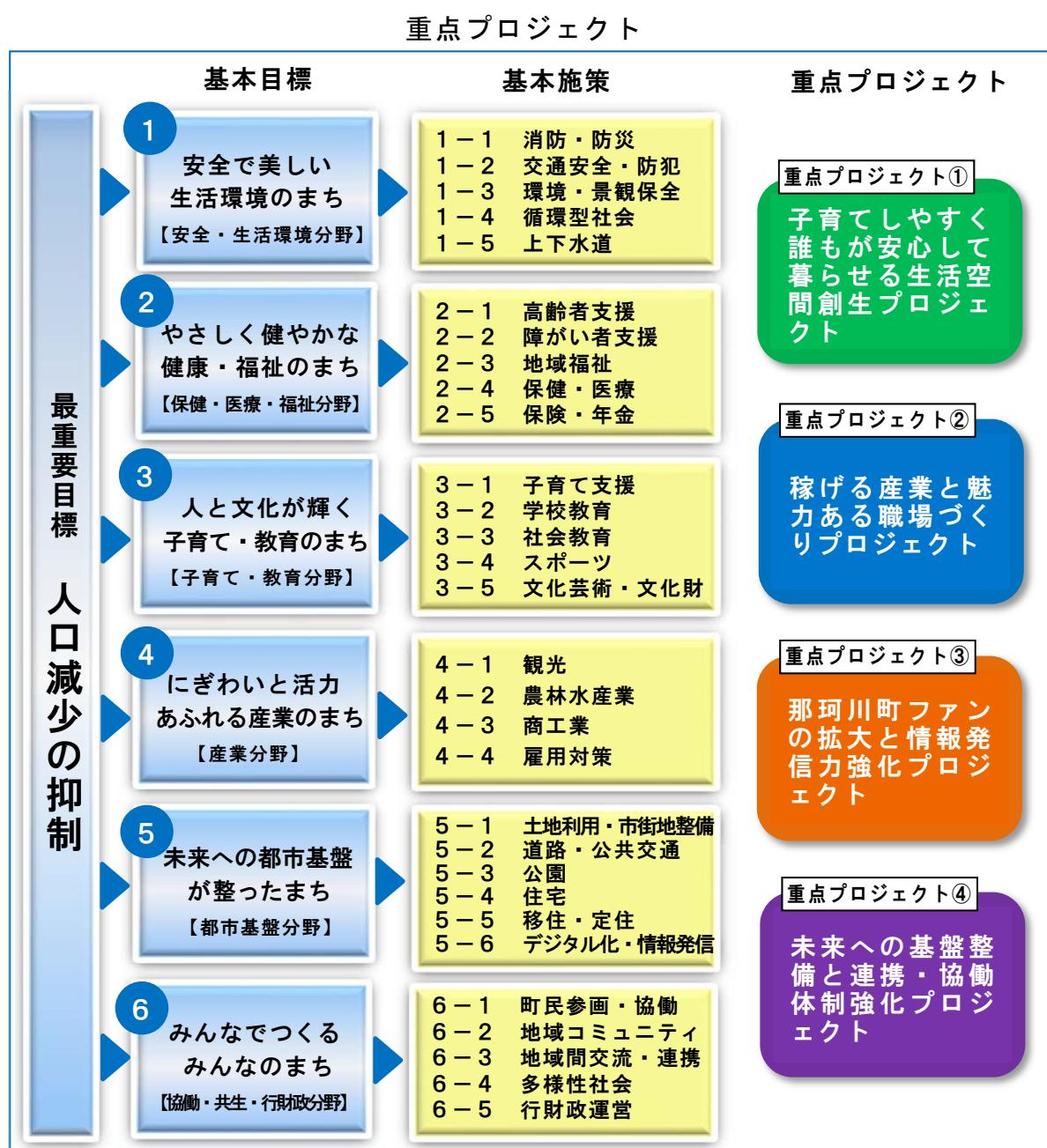
成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
未利用公共施設の新規利活用件数（累計）	件	0	3
地域おこし協力隊員数	人	6	10

第7章 前期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、第1章から第6章までの6つの基本目標と30の基本施策ごとの取り組みを着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、その中から、本町の最重要課題・最重要目標である「人口減少の抑制」の視点、選択と集中の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む『重点プロジェクト』を定めました。

これら『重点プロジェクト』に関する施策については、総合戦略の主要施策として位置づけ、積極的に推進していくこととします。



重点プロジェクト①

子育てしやすく誰もが安心して暮らせる 生活空間創生プロジェクト

若者や女性にも選ばれる安心して暮らせる生活空間をつくるため、子育て支援体制・子どもの教育体制の充実をはじめ、防災力の強化と脱炭素化、保健・医療体制、地域福祉体制の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト②

稼げる産業と魅力ある職場づくり プロジェクト

稼ぐ力の高い持続可能な産業と、若者や女性も働きたくなる職場づくりを進めるため、農林水産業の維持と新たな展開、商工業の活性化、町民の地元雇用や事業所の「働き方改革」の促進に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト③

那珂川町ファンの拡大と 情報発信力強化プロジェクト

本町を訪れる人、本町を応援してくれる人、本町に移り住む人を増やすとともに、町内外へ町の魅力をさらに発信するため、観光機能の強化や関係人口の拡大、移住の促進、情報発信力の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。



重点プロジェクト④

未来への基盤整備と 連携・協働体制強化プロジェクト

未来を見据えた基盤を整備するとともに、町民や町民団体、民間企業、教育機関、周辺自治体等と協力して地方創生を進めるため、DXの推進や道路・公共交通の充実、公共施設の適正管理、多様な主体との連携・協働体制の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。

